

「兵庫県耐震改修促進計画改定案」に意見表明

～「地震保険」の割引制度の周知を提案～

日本損害保険協会近畿支部兵庫損保会（会長：金澤 友也・三井住友海上火災保険株式会社 兵庫支店長）では、2026年2月6日付で兵庫県から公表された「兵庫県耐震改修促進計画改定案」に関するパブリックコメントに対し意見表明を行いました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

兵庫県では、兵庫県耐震改修促進計画により住宅や建築物の耐震化率の目標を定めて、耐震改修を促進させるための施策を総合的に進めてきました。今後も高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の被害から県民の安全を守るため、耐震化を取り巻く課題や現在の取組、現計画の目標達成の状況などを踏まえた見直しについて検討するに当たり、学識経験者等で構成される「耐震改修促進計画改定検討会」を設置し、改定案がまとまりました。

【意見内容の概要】

今般の兵庫県耐震改修促進計画（改定案）について、改定の趣旨に賛同いたします。

その上で、上記該当箇所に関連する事項として、以下の点を本計画に盛り込んでいただくことを提案いたします。

○「地震保険」の割引制度の周知

政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。

＜地震保険の割引制度＞財務省「地震保険制度の概要」抜粋

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10%
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

＜参考＞

日本損害保険協会「地震保険特設サイト」：<https://www.jishin-hoken.jp/>